2　基本方針

㈠　成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとした。（第一一条関係）

(1)　成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

(2)　成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

(3)　成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

(4)　成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

(5)　成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

(6)　成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

(7)　成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

(8)　地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

(9)　(7)及び(8)の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

(10)　成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

(11)　家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

3　成年後見制度利用促進基本計画

㈠　政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならないこととした。（第一二条第一項関係）

㈡　成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとした。（第一二条第二項関係）

(1)　成年後見制度の利用の促進に関する目標

(2)　成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

㈢　内閣総理大臣は、成年後見制度利用促進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこととした。（第一二条第三項関係）

㈣　内閣総理大臣は、㈢の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととした。（第一二条第四項関係）

4　成年後見制度利用促進会議

㈠　設置及び所掌事務

内閣府に、特別の機関として、成年後見制度利用促進会議（以下4において「会議」という。）を置くこととした。（第一三条第一項関係）

㈡　会議は、次に掲げる事務をつかさどることとした。（第一三条第二項関係）

(1)　成年後見制度利用促進基本計画の案を作成すること。

(2)　成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、成年後見制度の利用を促進するための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

㈢　会議は、次に掲げる場合には、成年後見制度利用促進委員会の意見を聴かなければならないこととした。（第一三条第三項関係）

(1)　成年後見制度利用促進基本計画の案を作成しようとするとき。

(2)　㈡(3)の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

㈣　組織等（第一四条関係）

(1)　会議は、会長及び委員をもって組織することとした。

(2)　会長は、内閣総理大臣をもって充てることとした。

(3)　委員は、次に掲げる者をもって充てることとした。

イ　内閣官房長官

ロ　内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

ハ　法務大臣

ニ　厚生労働大臣

ホ　総務大臣

ヘ　イからホまでに掲げる者のほか、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が指定する者

5　成年後見制度利用促進委員会

㈠　設置（第一五条関係）

(1)　内閣府に、成年後見制度利用促進委員会（以下5において「委員会」という。）を置くこととした。